

野田市郷土博物館・市民会館『年報・紀要』 投稿規定

1. 目的

野田市郷土博物館・市民会館『年報・紀要』は、以下のいずれかの内容を、市民の活動の成果として報告することを目的とする。

- ・野田市郷土博物館・市民会館を活用した活動の報告
- ・野田市郷土博物館の資料を活用した調査研究
- ・その他、野田市郷土博物館のミッションに適合と当館が認めたもの

2. 投稿資格

- ・野田市民及び野田市内で活動する個人
- ・その他野田市に関わる活動をする個人

3. 投稿の方法

- ・投稿は可能な限り電子メール等による電子投稿とする。電子投稿が不可能な場合、原稿 2 部を当館に提出する。
- ・投稿の際には、必ず投稿原稿整理カードを提出する。

4. 原稿について

- ・原稿は未発表のものに限り、原則として日本語を用いる。
- ・原稿の長さは図版等を含め、刷り上がり 2 頁～8 頁程度 (2,000～10,000 字程度) とする。
- ・図版、写真等で第 3 者が権利を有するものについては、著者の責任において許諾を取り、それを証明する書面の写しを提出すること。
- ・原稿の返却を希望する者は投稿原稿整理カードにその旨を記入すること。

5. 原稿の審査・校正

- ・掲載時期等、投稿された原稿の取り扱いは当館に一任される。
- ・原稿は館外の当該分野の専門家の査読を受け、当館は査読結果に基づいて原稿を審査する。館外の査読者名及び査読内容については公表しない。
- ・審査結果によって、野田市郷土博物館は著者に修正を求めたり、原稿を返却することがある。また、必要に応じて字句の添削・修正を行うことがある。
- ・著者校正は初校のみとする。

6. その他

- ・著者には原稿掲載誌を 3 部贈呈する。その他原稿料の支払い及び掲載料の徴収は行わない。

- ・掲載された原稿の文責はすべて著者が負うものとする。
- ・掲載された原稿の著作権は野田市郷土博物館に帰属する。投稿原稿整理カードへの署名をもって、この規定に従うことに同意したものとみなす。著作権者が複数の場合は、著作権者全員の合意を得た上で代表者が署名を行う。

7. 原稿の提出・問い合わせ先

〒278-0037 野田市野田 370-8 野田市郷土博物館 紀要編集係

電話：04-7124-6851 FAX：04-7124-6866 Email：info@noda-muse.or.jp